

留寿都小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽し豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を作るために「留寿都小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者や地域、そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条から）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応にあたる。

2 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人が、かけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されることではない」という認識を児童が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら他の先生方に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは、決して悪いことではないこともあわせて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図られるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を、教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく敏感な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の行動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から児童の様子の変化等を教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめは絶対に許さない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせる大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校日より、PTA 会議、学校評議員会等で伝え理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応

<早期発見に向けて・・・「変化に気づく」>

- ・児童の様子を担当はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困っていることや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受けとめ、児童を支えいじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告する等情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者・加害者といった二者関係ではなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるよう指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携しあっていくことを伝える。

4 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導担当、児童会担当、養護教諭、該当担任とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、担任や生徒指導担当を中心に事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮し、本校の教職員で共有するようにする。

5 いじめ防止に係る年間指導計画

月	主な活動内容	備考
4	いじめ防止対策委員会 今年度の活動内容についての検討・確認	いじめ防止・早期発見へ向けての対策、児童会活動との関連
5	いじめ防止対策委員会 「よりよい学校にするためのアンケート」 内容の確認・修正・実施 1学期いじめアンケートの実施	発見された事案への対応 いじめに係る研修、PTAへの説明
6	学級経営交流会（情報交流） いじめ防止対策委員会 アンケート集計結果からの対策策の検討	1学期いじめアンケートの事後対応
8	いじめ防止対策委員会 情報交流と2学期からの対応 学級経営交流会（情報交流）	

9	いじめ防止対策委員会 「よりよい学校のするためのアンケート」 内容の確認・修正・実施	発見された事案への対応
10	2学期いじめアンケートの実施	2学期いじめアンケートの事後対応
11	いじめ防止対策委員会 アンケート集計結果から対応策の検討	
1	学級経営交流会（情報交流）	
2	今年度の活動についての反省と 来年度の方向性の検討	
3	学級経営交流会（情報交流）	

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は、留寿都村教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等について、法に則して、留寿都村教育委員会に指導・助言のもと学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合などで、いじめ問題など健全育成についての話し合いをすすめることを願います。